

【Q&A】東大阪市重度障害児者入院時コミュニケーション事業について

質問	回答
入院時コミュニケーション事業で、18歳未満でも認められる場合はどんなときですか。	利用者の保護者が医療機関従事者と適切な意思疎通を取ることが困難と認められる場合は、個別に判断させていただきます。
精神科への入院時及びリハビリや訓練を目的とした入院の場合も利用できますか。	利用は出来ません。
コミュニケーション支援員（以下「支援員」と言う。）の業務は、意思疎通が困難な障害者等と医療機関従事者との意思疎通の仲介を行うことだけが対象業務ですか。	支援員の対象業務は、要綱第3条に規定された業務となります。ただし、常に利用者と医療機関従事者とが同時に居て仲介支援が出来るわけではありません。入院という対象者にとって大きな環境の変化を伴う状況では、強い不安や恐怖等で混乱してしまいます。そういったことを防ぐためには、医療機関従事者から一通り説明を受けたあとに生じた説明への疑問や不安について、ちゃんと理解してもらえよう繰り返し話し込んだり、必要であれば再度説明してもらうために医療機関従事者を呼んだりすることが必要です。また、利用者に適した環境や落ち着く生活習慣を医療機関従事者に伝えたりすることも必要です。以上を踏まえた上で、実施報告書には、支援内容として第3条(1)～(8)を記載して下さい。但し、(8)については、『その他』の内容を(1)～(7)いずれかの内容と関連付けて、最も近い内容を(1)～(7)という形で併記して下さい。
コミュニケーション支援員となるにはどのような要件が必要ですか。	支援員となるには、以下の3つの要件を満たす必要があります。①ホームヘルパー又はガイドヘルパーの従事資格のある方②利用者に対して障害福祉サービス又は移動支援の支援実績がある方③利用者との意思疎通に熟達した方。尚、このサービスを提供できる事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援事業となっており、いずれかの事業者の登録ヘルパーであることが必要となります。
入院中の医療機関からの外出・外泊時に支援員を使うことは出来ますか。	出来ません。その場合、外泊については移動支援が利用できる可能性がありますが、外出には移動支援は利用できません。

